第一項の表二八一の項を次のように改める。

281	削除

三十二　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二四の項を次のように改める。

124	削除

第二項の表二の項を次のように改める。

2	削除

三十三　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二七の項を次のように改める。

27	削除

三十四　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一の項中「北緯40度50分20秒東経140度24分31秒」を「北緯40度50分19秒東経140度24分32秒」に改め、同表一一一の項を次のように改める。

21	削除

第一項の表二六の項を次のように改める。

26	削除

三十五　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一五の項を次のように改める。

115	削除

○文化庁告示第十六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十一年七月九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十一年七月三十日

文化庁長官　玉井日出夫

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　宇宙物語　遊星人M　全十三話　魚住大二　三三、七七一円

二　利用者の住所及び氏名　香川県高松市国分寺町新居四九四番地三　エルディム武下二〇四号　井上直哉

三　利用方法　出版物として複製し、公衆に譲渡する。

四　補償金の額　三三、七七一円

○文化庁告示第十七号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十一年七月九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十一年七月三十日

文化庁長官　玉井日出夫

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び各著作物の補償金の額　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　石川県金沢市松島一丁目三二番地二号　北陸朝日放送株式会社（代表取締役社長　古田栄昭）

三　利用方法　北陸朝日放送株式会社が開設する携帯電話用ウェブサイトから着信メロディーデータとして配信する。

四　補償金の総額　一四、八三一円

（別紙）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用を認める著作物		利用期間	利用方法及び補償金の額	
題号	著作者名（作曲者）		利用方法（配信）	補償金の額（単位：円）
金沢高等学校校歌	東駒太郎	第91回全国高校野球選手権石川大会開催日～平成21年8月31日、第92回全国高校野球選手権石川大会開催日～平成22年8月31日	着信メロディーデータ	20,181
石川県立寺井高等学校校歌	沖不可止	第91回全国高校野球選手権石川大会開催日～平成21年8月31日、第92回全国高校野球選手権石川大会開催日～平成22年8月31日	着信メロディーデータ	4,651
			合計	24,832

○文化庁告示第十八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十一年七月九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十一年七月三十日

文化庁長官　玉井日出夫

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　六、九四九円

二　利用者の住所及び氏名　東京都新宿区横寺町五五　株式会社旺文社（代表取締役　赤尾文夫）

三　利用方法　受験参考書（ジャンル別英語長文八〇〇）において複製し、公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　六、九四九円

○文化庁告示第十九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十一年七月九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十一年七月三十日

文化庁長官　玉井日出夫

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び各著作物の補償金の額　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目一一番地八号　株式会社学習研究社（代表取締役社長　遠藤洋一郎）

三　利用方法　別表の受験用参考書において複製し公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　二七、三〇〇円